

財務省第 2 入札等監視委員会平成22年度第 1 回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成22年 9 月30日（木） 仙台国税局 3 階会議室	
委員	委員長 高田 敏文（東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授） 委員 青木 雅明（東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授） 委員 高木 龍一郎（東北学院大学法学部長法学部教授）	
審議対象期間	平成22年 4 月 1 日（木）～ 平成22年 6 月30日（水）	
抽出案件	4 件	（備考）
競争入札（公共工事）	2 件	<p>契約件名：（H22）吉倉住宅ほか 1 住宅量水器取替工事 契約相手方：株式会社羽根川設備工事 契約金額：2,824,500円 契約締結日：平成22年 6 月29日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>契約件名：十和田奥入瀬合同庁舎中央監視装置等交換工事 契約相手方：株式会社京谷電気 契約金額：5,880,000円 契約締結日：平成22年 5 月14日 担当部局：仙台国税局総務部営繕監理官</p>
随意契約（公共工事）	- 件	
競争入札（物品役務等）	2 件	<p>契約件名：再生紙の購入単価契約 契約相手方：仙台トーホー事務機株式会社 契約金額：36,784,965円 契約締結日：平成22年 4 月 1 日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>契約件名：仙台国税局WAN用機器の借入等 契約相手方：株式会社富士通ビジネスシステム東北支社 富士通リース株式会社東北支店 契約金額：163,863,000円 契約締結日：平成22年 6 月 8 日 担当部局：仙台国税局総務部会計課</p>
随意契約（物品役務等）	- 件	
応札（応募）業者数 1 者関連	1 件	競争入札（公共工事）「（H22）吉倉住宅ほか 1 住宅量水器取替工事」に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	次葉のとおり	次葉のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：(H22)吉倉住宅ほか1住宅量水器 取替工事 契約相手方：株式会社羽根川設備工事 契約金額：2,824,500円 契約締結日：平成22年6月29日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>1者応札の案件だが、特殊な技術を要する工事なのか。</p> <p>入札参加資格者が300以上いる中で、1者しか応札しなかった理由は何か。</p> <p>管工事に関して、他の監視委員会の状況を踏まえて、全国的に応札業者が少ないのであれば、本省等に相談し、対応策を講じていただきたい。</p>	<p>設備工事の業者であれば、対応できる工事内容である。</p> <p>入札終了後、他の管工事業者に聴き取りを行ったが、他の工事を請け負っていたため参加できない、また、発注情報を入手できなかったという声が挙げられたため、引き続き情報発信に努めていきたい。</p>
<p>【事案2】 契約件名：再生紙の購入単価契約 契約相手方：仙台トーホー事務機株式会社 契約金額：36,784,965円 契約締結日：平成22年4月1日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>予定価格はどのように積算しているのか。</p> <p>インターネットの情報では、業者のホームページ等より、価格の安い情報のサイトもあるが、予定価格の参考とは、ならないのか。</p>	<p>インターネットのホームページの情報から、当局的仕様書に合致した複数社の製品の単価を参考に積算している。</p> <p>大量発注への対応及び業者の信頼度を勘案し、業者のホームページの価格を参考にしている。</p>
<p>【事案3】 契約件名：十和田奥入瀬合同庁舎中央監視装置 等交換工事 契約相手方：株式会社京谷電気 契約金額：5,880,000円 契約締結日：平成22年5月14日 担当部局：仙台国税局総務部営繕監理官</p> <p>落札となるべき金額で同価格の入札があった場合の手続きは、決まっているのか。</p>	<p>落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する旨を、入札説明書に記載している。</p> <p>今回は同額の入札者が電子応札と紙応札と別々だったため、日を改めて後日、くじ引きにて落札者を決定した。</p>

意見・質問	回答
<p>この「中央監視装置等交換工事」の案件名からは、自家発電装置の電池交換までは読み取れず、別の工事とも受け取られる可能性があるのではないのか。</p> <p>【事案4】 契約件名：仙台国税局WAN用機器の借入等 契約相手方：株式会社富士通ビジネスシステム東北支社 富士通リース株式会社東北支店 契約金額：163,863,000円 契約締結日：平成22年6月8日 担当部局：仙台国税局総務部会計課</p> <p>予定価格について、落札金額とかなり開差があるが、原因は何か。</p> <p>前回契約業者がノウハウ等を有しており、他の業者より優位になるのではないのか。</p> <p>入札金額が2番目の業者の、総合評価による得点が、入札金額の1番の業者を上回った場合、どうなるのか。</p> <p>【総評】 1 審議した4件の事案に係る入札手続並びに入札は、適正に行われたと了解した。 2 要望として3点申し上げたい。 イ 1者応札について、局単独で対応できない案件については、本省とも協議のうえ、対応していただきたい。 ロ 予定価格の積算に当たっては、市場の実勢価格も含めてより幅広く行っていただきたい。 ハ コンピュータシステム系の入札で前回契約業者が落札している場合、チェック体制を検討していただきたい。</p>	<p>中央監視装置とは、建物全体のセキュリティであり、その中には、自家発電装置も含まれている。また、その部品等の交換も同時期であるため、通常、一体として行われる工事である。</p> <p>入札金額が入札基準額を下回ったため、対象業者に対し、調査を実施したところであるが、業者からは、前回契約の実績から、システム構築作業を熟知しており、作業の効率が図られること、また、業務を継続したいとの企業努力の結果であると聞いている。</p> <p>全国統一のシステムにするための仕様になっており、また、他局では別の業者が落札している事例もあるため、前回契約業者が優位になるとは、考えていない。</p> <p>総合評価落札方式の場合、入札金額から算定した価格点のほか、性能等を評価した技術点の合計得点が1番高い業者が落札者となるため、入札金額が2番目に低価の入札者が落札業者となることもあり得る。</p>